

### 1 日常生活圏域の設定

地域包括支援センターの設置に係る具体的な圏域設定に当たっては、保険者（市町村）の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における保健福祉圏域（生活圏域）との整合性に配慮し、最も効率的・効果的にセンターの機能が発揮できるよう、各保険者（市町村）において弾力的に考えていただいでよいが、おおむね人口2～3万人に1箇所が一つの目安になるものと考えている。（平成17年5月24日介護保険制度改革INFORMATION vol.23（厚生労働省））

### 2 地域包括支援センターの職員に関する基準

- ◇ 第一号被保険者数3,000人以上6,000人未満のセンターに以下の3人の専門職を配置
  - ・ 保健師その他これに準ずる者 1人
  - ・ 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
  - ・ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人
- ◇ 6,000人を超える場合には、概ね2,000人を増すごとに上記の職種のいずれか1人を配置

（職員に係る基準）  
 第四条 センター（その担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満であるものに限る。）に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  
 一 保健師その他これに準ずる者 一人  
 二 社会福祉士その他これに準ずる者 一人  
 三 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人  
 2 センター（その担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね六千人以上であるものに限る。）に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、前項各号に掲げる者それぞれ一人及び同項各号に掲げる者のいずれか一人以上とする。  
 3 前項に規定するセンターについて、その担当する区域における第一号被保険者の数が六千人を超える場合においては、その超える数がおおむね二千人を増すごとに第一項各号に掲げる専らその職務に従事する常勤の者のうちいずれか一人を置くよう努めるものとする。  
 （青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 平成二十七年三月二十四日 条例第七号）

### 3 日常生活圏域の設定等の経緯

- ◇ 圏域については、中学校区、町（内）会、地区社協の区域等を踏まえて平成18年度に設定
- ◇ 地域における認知症高齢者への支援も含め、平成24年度から専門職4人体制へ
- ◇ 高齢者人口の偏り、町会や民生委員児童委員協議会区域との不整合の解消を図るため、第6期計画（H27～H29）で圏域の見直しを実施（ケース移管は平成28年度に実施）
- ◇ 第6期計画における圏域の見直しは、本市の高齢者推計人口のピークである平成37年度においても、1圏域の高齢者人口が最大9,000人程度となるように各圏域の高齢者人口を平準化することとして実施
- ◇ 圏域の高齢者人口は、平成27年10月1日現在で5,544人（浪岡）から8,656人（南）となっている。

### 4 第7期計画における日常生活圏域の設定

- ◇ 各日常生活圏域におけるこれまでの地域包括ケアシステムの構築状況や地域住民への影響を踏まえ、現行どおり11圏域とします。

<理由>

- ・ 高齢者人口の偏り、町会や民生委員児童委員協議会区域との不整合の解消を図るため、第6期計画（H27～H29）において圏域の見直しを実施したところであること
- ・ 圏域見直し後のケース移管については平成28年度に実施したところであり、新たに担当することとなった区域において地域の関係者との関係づくりを進めているところであること
- ・ 本市の高齢者推計人口のピークである平成37年度の1圏域の高齢者人口は、最大で9,000人程度となる見込であること

《第7期計画における日常生活圏域（案）》

圏域	包括名	住所（区域）	高齢者人口		
			現状値 (H27.10.1)	推計値① (H32)	推計値② (H37)
1	おきだて	柳川、篠田、千刈、沖館、富田、新田、久須志、千富町1丁目	7,499人	7,951人	8,073人
2	すずかけ	三内、石江、岩渡、里見、三好、西滝、西滝切島、西滝富永、新城平岡	8,179人	8,672人	8,805人
3	中央	安方、新町、古川、長島、中央、橋本、勝田、奥野、松原、堤町、青柳、本町	7,520人	7,973人	8,096人
4	東青森	中佃、佃2～3丁目、南佃、岡造道、小柳、浜館1～6丁目、虹ヶ丘、自由ヶ丘、けやき、はまなす、古館1丁目、古館大柳、松森2～3丁目	7,667人	8,129人	8,254人
5	南	桜川2～9丁目、筒井、野尻、新町野、四ツ石、妙見、横内、雲谷、幸畑、大矢沢、合子沢、田茂木野、問屋町、卸町	8,656人	9,178人	9,318人
6	東部	浅虫、久栗坂、野内、滝沢、矢田前、平新田、原別、泉野、桑原、戸山、赤坂、戸崎、浜館、諏訪沢、駒込、蛭沢、月見野、矢田、田屋敷、築木館、馬屋尻、八幡林、宮田、本泉、矢作、後苑、三本木、沢山	8,172人	8,664人	8,797人
7	おおの	旭町、浦町、大野、桂木、緑、青葉、金沢1丁目、金沢3～4丁目、北金沢1丁目、浜田豊田、浜田玉川、浜田1～3丁目、東大野、西大野	8,196人	8,690人	8,823人
8	寿永	金沢2丁目、金沢5丁目、安田、浪館前田、細越、荒川、入内、浪館、金浜、高田、上野、小畑沢、小館、大谷、大別内、牛館、野沢、野木、八ツ役芦谷、八ツ役上林、八ツ役矢作、第二問屋町、北金沢2丁目、千富町2丁目	7,776人	8,245人	8,371人
9	のぎわ	油川、岡町、羽白、奥内、西田沢、清水、飛鳥、後湯、小橋、左堰、前田、新城福田、新城天田内、新城山田、鶴ヶ坂、戸門、孫内、内真部、瀬戸子、六枚橋、四戸橋	6,965人	7,385人	7,498人
10	みちのく	港町、合浦、茶屋町、栄町、花園、浪打、佃1丁目、松森1丁目、桜川1丁目、造道、東造道、八重田	5,749人	6,095人	6,189人
11	浪岡	相沢、王余魚沢、北中野、吉内、郷山前、五本松、下石川、下十川、銀、杉沢、大釈迦、高屋敷、樽沢、徳才子、長沼、浪岡、福田、細野、本郷、増館、女鹿沢、吉野田	5,544人	5,878人	5,969人
合計			81,923人	86,860人	88,193人

※「現状値」は平成27年国勢調査による。

※「推計値①」及び「推計値②」は、県の「第7期介護保険事業計画に用いる推計人口シート」のデータを基に、H27の現状値に対する高齢者人口の増加割合を乗じて算出した。